

改正

平成25年2月28日規則第3号

角田市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、角田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年角田市条例第2号。以下「条例」という。）第11条の規定により政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 第1項に定める申請書は、4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに結成された会派については、結成した日の翌日から起算して10日以内に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第3条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに政務活動費の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、政務活動費交付決定指令書により、その内容を当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第4条** 前条の規定による交付の決定を受けた会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとする日の10日前までに市長に対し政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(解散の報告)

**第5条** 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、及び議会が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに市長に対し、議長を経由して解散報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

**第6条** 議長は、条例第8条の規定により収支報告書の提出があった場合において、その内容を適正と認めるときは、当該収支報告書の写しを速やかに市長に送付するものとする。

(額の確定)

**第7条** 市長は、前条の規定により議長から収支報告書の写しの送付を受けたときは、その内容に基づき政務活動費の額を確定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年2月28日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の角田市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、政務活動費交付請求書、解散報告書及び市長が通知する政務活動費交付決定指令書から適用し、施行日前の市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、政務調査費交付請求書、解散報告書及び市長が通知した政務調査費交付決定指令書については、なお従前の例による。

**様式** (省略)